

## 4. アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書

平成 16 年 12 月 1 日 制定

平成 20 年 4 月 1 日一部改正

平成 25 年 3 月 1 日一部改正

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

## アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書

### 適用

本仕様書は、加熱アスファルト混合物の事前審査で認定された混合物を使用する場合に適用する。また、本仕様書等の条項は土木工事共通仕様書の各条項と対応しており、本仕様書等に記載なき条項は、さいたま市土木工事共通仕様書、土木材料規格、土木工事施工管理基準によるものとする。

## 第3編 土木工事共通編

### 第2章 一般施工

#### 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料

##### 2. 事前審査認定書

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で決定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に**提出**するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の**提出**及び試験練りは省略できる。

（※さいたま市工事用資器材製造工場認定要領に基づき認定されたアスファルト混合物を使用する場合も、これに準じる。）

#### 3-2-6-7 アスファルト舗装工

##### 4. 加熱アスファルト安定処理の規定

受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の規定による。

(2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量について事前審査における認定書の写しを、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。

(4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度について事前審査における認定書の写しを、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。

##### 5. 基層及び表層の規定

受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

(1) 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量について事前審査における認定書の写しを、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。

い。

- (3) 受注者は、事前審査で認定された混合物を使用する場合は、混合所での試験練りを省略することができる。
- (6) 受注者は、表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、(7)号に示す方法による。
- (7) 表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度について事前審査における認定書の写しを、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。

### 3-2-6-9 排水性舗装工

#### 6. ポーラスアスファルト混合物の配合

受注者は、ポーラスアスファルト混合物の配合設計について、事前審査における認定書の写しを、工事に使用する前に監督員に**提出**しなければならない。

受注者は、事前審査で認定された混合物を使用する場合は、混合所での試験練りを省略することができる。

### 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	備考
ア ス フ ァ ル ト 舗 装	材	必 須	骨材ふるい分け試験	JIS A 1102	事前審査	認定書の 提出
			骨材の比重、吸水率試験	JIS A 1109、1110		
骨材の単位容積重量試験	JIS A 1104					
骨材中に含まれる粘土の塊質 量の試験	JIS A 1137 舗装調査・試験法便覧[2]-1-1-A008					
粗骨材の形状試験	JIS A 5008					
フィラーの粒度試験	JIS A 5008					
フィラーの水分試験	JIS A 5008					
フィラーの比重試験	JIS A 1205					
フィラーの塑性指数試験	舗装調査・試験法便覧[2]-1-1-A016					
フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧[2]-1-1-A014					
フィラーの水侵膨張試験	舗装調査・試験法便覧[2]-1-1-A013					
フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-1-1-A018					
製鋼スラグの水浸膨張性試験	JIS A 1121					
骨材のすりへり試験	JIS A 1122					
骨材の安定性試験	JIS A 1126					
骨材の軟石量試験						
	料	そ の 他	粗骨材の剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-1-1-A017	事前審査	認定書の 提出
			針入度試験	JIS K 2207		
			軟化点試験	JIS K 2207		
			伸度試験	JIS K 2207		
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207		
			引火点試験	JIS K 2265-1, 2, 3, 4		
			薄膜加熱試験	JIS K 2207		
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207		
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207		
			密度試験	JIS K 2207		
高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-1-2-A050					

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	備考
ア ス フ ァ ル ト 舗 装	材 料	そ の 他	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-1-2-A051	事前審査	認定書の 提出
			セイボルトフロール秒試験	JIS K 2207		
			タフネス・ティナシティ試験			
			石油アスファルト乳剤の品質試験	JIS K 2208		
	プ ラ ン ト	必 須	配合試験	舗装調査・試験法便覧	事前審査	認定書の 提出
混合物のアスファルト量抽出、粒度分析試験(①又は②)			舗装調査・試験法便覧 [4]-7-2-G028 [2]-1-2-A051	①抽出試験を1日1回行う。 ②計量自記印字記録データ及び管理表	プラント の自主管理 注1	
アスファルト 温度測定 骨材 混合物					1時間ごと1回行う。	プラント の自主管理
基準密度の決定			舗装調査・試験法便覧 [3]-2-1-B008	事前審査	認定書の 提出	
	そ の 他	ホットビンの骨材の合成粒度試験	JIS A 1102	事前審査	認定書の 提出	

※ 表中に規定していないものについては、「土木工事施工管理基準」による。

注1 監督員の指示があった場合は、抽出試験結果一覧表を提出するものとする。

注2 監督員の指示があった場合は、計量自記印字記録データ及び管理表を提出するものとする。

